

富士見町地域共生センター ふらっと 管理運営計画

1. 管理運営計画の目的

この計画は、「地域共生社会の実現のための地域資源を活用した賑わいのある福祉のまちづくり事業計画」で掲げた理念の実現を目指し設置する、地域共生センターふらっと（以下、「センター」という。）の管理・運営方針を定めるため策定する。

2. 地域共生センター設置の目的

センターは、共生社会の実現のため、公共性及び社会性をもった地域活動・ボランティア活動を支援するとともに、新たな活動を創出するための拠点として、福祉を核とした地域の活性化を図ることを目的とし設置する。

3. 管理運営の基本方針

センターは町が設置し、管理運営は、町及び富士見町社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が、信頼関係のもとに協働して行うものとする。また、センター事業は、以下の3項目の柱を基本に、社会情勢の変化や町民のニーズに対応したものとする。

センター事業の3つの柱

- ① 各種相談に対応したワンストップの総合相談窓口を設置する。
- ② 社会参加が困難な環境にある、障がい者及び高齢者並びに子ども等に、交流の場と居場所を提供する。
- ③ 地域活動・ボランティア活動を行う個人・団体のため、活動場所と情報を提供し、その活動を支援するとともに、新たな活動の創出を推進する。

4. 運営体制

(1) 基本的な運営体制

- ① センターには、センター長と町及び社協職員を配置し、センター長が運営を統括する。
- ② センター長には、住民福祉課長を充てる。
- ③ センター業務のうち、施設管理業務は主に町職員が、相談業務・地域活動に係る業務は主に社協職員が担当し、両者が連携・協力して業務を行う。
- ④ センター事業を円滑に進めるため、町・社協・有識者で構成された運営委員会を設置する。

(2) 運営委員会

- ・運営委員会は、管理運営計画に基づく施設の運営方針の決定・事業評価など

を行う機関として設置する。

- ・運営委員会は、センターに地域共生社会のまちづくり推進のための提言を行うとともに、センターの運営方法・組織、運営委員会のあり方等について毎年評価・検証し、運営の改善についての提言を行う。
- ・運営委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じて部会を設置することができる。なお、部会の組織、運営、その他必要事項は、運営委員会において定める。

① 運営委員会は、基本方針に基づき、下記事項を審議する。

(ア) センターの事業に関する事

(イ) センターの事業評価に関する事

(ウ) センターの管理運営に関する事

(エ) 地域活動・ボランティア活動等の活性化に関する事

(オ) その他、運営委員長が必要と認めた事

② 運営委員会は下記の者から構成し、定員は8名以内とする。

(ア) 地域活動団体関係者

(イ) 地域コミュニティ関係者

(ウ) 学校関係

(エ) 有識者

(オ) 商工会

③ 運営委員会の事務局はセンターに置く

④ 運営委員会に委員長および副委員長を置き、委員が互選する。

⑤ 委員の選出は、町と社協が協議しセンターが行う。

⑥ 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

⑦ 委員の交代は、運営委員会の継続性を考慮して行う。

⑧ 委員は必要に応じ、定員以内で補充することができる。

⑨ 必要に応じ、運営委員会に委員以外の者を出席させることができる。

⑩ 運営委員会にはアドバイザーを置くことができる

(3) 事務局

センターの職員は（センター長1名、町職員3名、社協職員10名）とし、必要に応じて増員できるものとする。

① センター長

センター長はセンターの運営にかかる事務を統括する。

② 職員

センター職員は施設の管理、使用許可、事業の企画・立案・実施、その他セン

ター運営に必要な職務を行う。また、町民のニーズ把握に努め、常にコーディネーション能力を磨き、新たな発想で各種業務に取り組むとともに、活動者の気持ちに寄り添い、共生社会の実現のために行動する。

(4) 運営費

センターの運営費は下記財源をもって充てる。

- ① 町の予算
- ② 社協の予算

5. 施設管理計画

- (1) 開館時間 平日・土曜日の午前10時から午後7時

ただし、センター長が認める時は、この限りではない。

- (2) 休館日 日曜日、及び年末年始

(3) 使用の許可

次のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- ① 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあるとき
- ② 専ら営利を目的とするとき
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とするとき
- ④ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするとき
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員が行うとき
- ⑥ 管理上支障があると認められるとき

許可後に以上の項目に該当している事が発覚した場合、いつでも使用許可を取り消すことができるものとする

(4) 利用者等の登録

センターは、公共の利益及び社会貢献、又は多様な住民の社会参加の促進を主たる目的とする継続的な活動を町内で行うもののうち、適当と認めるものをセンターの利用者として登録することができる。

(5) 部屋・設備等の予約

使用者が占有して使用できる部屋及び備品等の貸出しは、センターの求める方法による予約を必要とする。ただし、以下の予約はセンター長の判断により、当該予約に優先することができる。

- ① センターが主催する事業
- ② 町、教育委員会、社協が主催又は共催する事業
- ③ その他、町長が必要と認めた場合

(6) 実費徴収

コピー機、印刷機の使用については、実費を徴収する。

(7) その他

敷地内は全面禁煙とする。

6. 施設・設備の内容

別紙手引き参照

7. その他

管理運営計画に見直しの必要が生じた場合は、運営委員会で検討し、関係機関と協議のうえ変更することができる。